

ネットワーク機器レンタルサービス個別約款

第1条 (サービスの定義)

1. 当社は、ネットワーク機器レンタルサービス(以下、「本サービス」といいます。)は、データホテル利用契約(以下、「原契約」といいます。)を締結しているお客様への付加サービスとして提供します。
2. 本サービスは、当社が選定するネットワーク機器(以下、「対象機器」といいます。)を月額にて貸与するサービスとして、対象機器単位で利用契約を締結します。
3. この個別約款は、データホテルサービス利用約款とあわせて、本サービスにおける個別の規定を定めるものとします。ただし、データホテルサービス利用約款と本個別約款の内容が矛盾・抵触する場合は、本個別約款の規定が優先して適用されます。

第2条 (利用条件)

1. 本サービスをご利用頂くには、原契約においてフルマネージドサービスをご契約いただく必要があります。
2. 対象機器個別の利用条件は、別途当社が発行する価格表及びサービス案内書に定めます。

第3条 (契約申込・最低利用期間・契約更新)

1. 本サービスの利用を希望する法人又は個人は、原契約の利用約款及び本個別約款に同意のうえ、当社が別途定めるオプションサービス申込書又は注文書に必要な事項を記載して当社に提出する必要があります。
2. 本サービスの最低利用期間は、利用開始日から1年間とし、原契約とは別の契約期間として管理されます。
3. 当社又は契約者のいずれかが利用契約の解除を申し出ない限り、引き続き1年を単位として同一の条件で契約を更新するものとします。ただし、契約の更新後は、第6条(中途解約時の追加徴収)は適用しない事とします。

第4条 (対象設備の設定変更)

契約者が本サービスを利用するにあたり、関連する対象設備のネットワーク及びシステムの設定変更が必要になる場合があります。

第5条 (対象機器の管理)

1. 当社は、対象機器に故障が発生した場合は、当社または当社が定める代理人が、原因を調査し対象機器の修理または交換を行うこととします。
2. 当社は、契約者に提供する対象機器の型式、仕様及びスペックを変更する場合があります。
3. 当社は、対象機器にソフトウェアの更新が必要になった場合、契約者に事前に通知する事なくソフトウェアの更新を行う場合があります。ただし、当社が、当該更新により契約者に影響があると判断した場合は、契約者に事前通知する事とします。
4. 契約者は、当社の事前の承諾無く本サービスにおける機器の停止、移動、取り外し、設定変更等を行わない事とします。

第6条 (中途解約時の追加徴収)

第3条(契約申込・最低利用期間・契約更新)に定める最低利用期間が経過する日以前に、利用契約が解除された場合、当社は、契約者に対し利用料金の追加徴収を求めることができるものとし、その額は、当該解除月の月額料金の総額に、当該解除月の翌月初日から当該最低利用期間の末日までの期間に対応する利用料金を加えた金額とします。

第7条 (免責)

1. 当社は、本サービスで貸与する機器の性能について、その完全性、正確性及び契約者の利用目的における期待についてはこれを保証しません。
2. 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合であっても、理由の如何を問わず、一切の賠

償、返金、料金の減額等の責任を負わないものとします。

附則

(実施年月日)

1. この個別約款は2010年5月14日より制定・施行します。
1. この個別約款は2012年1月1日より改定・施行します。
1. この個別約款は2014年11月1日より改定・施行します。